

西尾市の赤い羽根共同募金



令和4年度実績額

24,338,585円



令和5年度目標額

25,631,000円

令和4年度 共同募金実績額内訳

(単位:円)

区分	一般募金	歳末たすけあい募金	合計
戸別募金	10,955,940	7,588,616	18,544,556
街頭募金	0	—	0
法人募金	3,288,280	—	3,288,280
学校募金	486,263	—	486,263
職域募金	422,707	—	422,707
一般寄付	703,997	892,782	1,596,779
小計	15,857,187	8,481,398	24,338,585

※共同募金は、計画した福祉事業を実施するために、募金活動を行う計画募金です。計画を実施するために必要な額が目標額です。

本年度もみなさまの赤い羽根共同募金へのご協力をお願いいたします。



西尾市の共同募金によって行われている事業の一部をご紹介します。

地域福祉推進のために

1,817,187円(7.5%)

ボランティア団体や福祉団体、各学校等の協力を得て、にしお福祉まつりを開催しています。手話や点字、障がい者スポーツの体験、団体活動紹介などを行っており、子どもからお年寄りまで福祉について考える機会となっています。



<にしお福祉まつり>

高齢者のために

2,853,000円(11.7%)

ひとり暮らし高齢者等を対象に、食事会等を実施しています。同じ地域に住む方々が集まって楽しい時間を一緒に過ごし、地域での仲間づくりにつながっています。



子どもたちのために

5,007,000円(20.6%)

支援を必要とする世帯の小・中学生を対象に、校外活動費の助成をしています。また、安心して暮らせる「まちづくり」を考えてもらうきっかけとして、点字や手話、車いすなどの福祉体験を行っています。



<福祉体験(福祉まるごとまるっと体験塾)>

障がいのある方のために

2,203,000円(9.0%)

障がいのあるお子さんと保護者を対象に、交流や仲間づくりを目的とした社会見学を実施しています。また、音楽に合わせて体を動かしたり、楽器演奏を行う音楽教室を開催しています。



共同募金運動推進のために

1,218,000円(5.0%)

- ・共同募金運動資材費
- ・広報紙「社協だより」印刷・発行費 等



歳末たすけあいに

8,049,398円(33.1%)

在宅で生活している重度心身障がい児者や施設通所・入所者などへ慰問金をお渡ししています。また、市遺児手当受給者へ図書カードを配付しています。



全地域の福祉推進のために

3,191,000円(13.1%)

- ・社会福祉施設の整備費
- ・社会福祉団体の事業費
- ・募金運動推進活動費



寄付や使いみちを見ることができます

※募金の使途詳細は、「赤い羽根データベース はねっと」をご覧ください。

はねっと 西尾市

検索

西尾市共同募金委員会

〒445-0852 西尾市花ノ木町2丁目1番地(総合福祉センター内)
TEL(0563)56-5900(代表) FAX(0563)57-7800

一色支所 TEL(0563)72-9654

吉良支所 TEL(0563)32-3322

幡豆支所 TEL(0563)63-0181



赤い羽根共同募金

赤い羽根は共同募金のシンボルです。昔、赤い羽根が「善い行い」や「勇気」の象徴とされてきたことによると言われています。

共同募金とは

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和 22(1947)年に、「国民たすけあい運動」として始まり、今年で 77 回目を迎えます。当初、戦後復興の一助として、戦争で打撃を受けた福祉施設を中心に支援が行われ、その後、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、民間の社会福祉の推進のために活用されてきました。

そして、社会が大きく変化した現在、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援するしくみとして、また、やさしさや思いやりを届ける運動として、毎年 10 月 1 日から全国一斉に行われます。

共同募金のしくみ

愛知県で集められた募金は、愛知県内の福祉活動に活用されています

募金活動へのご協力・ご寄付

県民のみなさま

地域福祉サービスの提供

戸別・街頭・法人・
学校・職域募金など

募金

支援

社会福祉施設・団体への支援
福祉教育、子ども会活動への支援
地域課題解決のための支援など

市区町村
共同募金委員会

市区町村
社会福祉協議会

送金

全額を送金
翌年度配分

配分

市区町村を越えた
福祉活動への支援
県内の社会福祉施設・
団体への支援など
災害復興支援

募金

愛知県共同募金会

配分



「じぶんの町を良くするしくみ」赤い羽根共同募金にご協力をお願いします。

インターネットからもご寄付いただけます

- ・中央共同募金会が運用するネット決済システムにより、クレジットカードやコンビニなどからも寄付ができます。
- ・県や市区町村を指定しての寄付もできます。

ふるさとサポート募金

検索



共同募金会は、税制上、国・地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。

税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会の行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり、共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。